

## Ⅷ 保 安

### 52 保安の責任

託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等は，需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について，保安の責任を負います。

### 53 調 査

当該一般送配電事業者等は，法令および託送約款等に定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

### 54 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社，当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等が，53（調査）により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

### 55 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には，当該一般送配電事業者等は，ただちに適切な処置をいたします。  
イ お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

## 56 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 53（調査）
- (2) 54（調査に対するお客さまの協力）